

甲種漁港施設（見島漁港可動橋）の管理に係る事業計画

1 施設の管理運営に当たっての基本方針

見島漁港内の宇津地区、及び本村地区に整備された当該施設は、離島における唯一の公共交通機関である定期航路の船舶に対応したものであり、本市としても離島振興を図り、運航の確保に努めるため、第三セクターを設置している。よって、離島航路の特殊性及び萩港にある同一の可動橋とともに一体的な管理を行う必要性を考慮しつつ、当該施設の適正な管理運営の確保に努める。

2 施設の管理運営に係る業務の実施方針

(1) 管理運営体制

萩市農林水産部農林水産整備課において管理業務を所管し、施設の維持管理業務は引き続き萩海運有限会社に再委託を行う。

(2) 職員の配置・研修計画

萩市農林水産部農林水産整備課、萩海運有限会社において必要な職員の配置・研修を行う。

(3) 業務の実施方針

ア 使用許可等関係事務

萩市農林水産部農林水産整備課において事務処理する。

イ 施設運営関係事務

苦情、施設の問い合わせ及び緊急時の対応は、萩海運有限会社を窓口とし、内容によっては萩市農林水産部農林水産整備課にて報告を受ける。

施設・設備管理経費は、維持管理業務として萩海運有限会社において支出する。

ウ 利用料金関係事務

可動橋の利用料金については、1回につき3,816円の範囲内で知事が定める額とされているが（山口県漁港管理条例別表第1）、令和3年3月31日付けで知事の承認を受けた1回につき3,800円で設定する。

利用料金は、維持管理業務として萩海運有限会社において徴収する。

エ 維持管理関係事務

維持管理関係業務として萩海運有限会社において行う。

(4) 利用者に対するサービスの向上

現在、萩海運有限会社の運航する離島航路以外に利用することはないが、施設の適正な運営管理に努める。

(5) 個人情報の管理

萩市の機関が取り扱う個人情報の保護については、萩市個人情報保護条例（平成17年3月6日萩市条例第30号）により所要の規定を設けており、管理上入手した個人情報の厳正な取扱いに努める。

(6) 緊急時の対応

事故、災害発生時は直ちに萩海運有限会社を通じて萩市農林水産部農林水産整備課において対応するとともに速やかに県に通報する。

3 その他

なし